

第58回広島大学経営協議会議事要録

日 時 平成28年11月9日(水) 13時00分～13時53分

場 所 広島大学学士会館レセプションホール

出席者 学外委員：有本，北島，郷，佃，間田の各委員
学内委員：越智，宮谷，相田，佐藤，吉田，高田，平川，片山の各委員

欠席者 学外委員：岡谷，ギナンジャー，國井，白石の各委員

列席者 渡邊副学長，江坂副学長，西谷副学長，木原副学長，寺本副学長，野上監事，高橋監事，
竹内学長補佐，畑尾学長特命補佐，林副理事，原部長，盛井部長，松尾部長，青山副理事，
岡本副理事，山内副理事，相原副理事，渡邊部長，高橋副理事，三分一副理事，大高所長，
大淵部長，眞田部長，吉岡部長，下田部長，河村学長室長，
三井法学部長，千田経済学部長，秀医学部長，加藤歯学部長，高野薬学部長，
岩永総合科学研究科長，久保田文学研究科長，小山教育学研究科長，楯理学研究科長，
山田先端物質科学研究科長，安井医歯薬保健学研究院長(代理)，
片岡医歯薬保健学研究院副研究院長，佐野工学研究院長，吉村生物圏科学研究科長，
秋野法務研究科長，松浦原爆放射線医科学研究所長，坂越人事委員会委員長，
圓山評価委員長，藤原未来戦略会議委員，坂田学長選考会議委員

※ 以下，発言内容は，○：学外委員，◇：学内委員を示す。

(第57回広島大学経営協議会議事要録について)

平成28年9月9日開催の経営協議会議事要録について，原案のとおり承認された。

(議事1)

● 平成28年12月期役員の期末手当に係る業績勘案率及び支給額について

(越智学長提案，説明，別紙1)

◇ 役員に支給する期末手当の支給額については，役員報酬規則第7条第5項の規定において，当該役員の在職期間における業績を勘案し，経営協議会の議を経て，100分の10の範囲内で増額し，又は減額した額とすることができることとなっている。平成28年12月期の役員の期末手当に係る業績勘案率については，平成28年9月9日開催の第57回経営協議会において承認された，役員の期末手当に係る取扱要項第3第1項の規定において，当該年度の4月1日から9月30日までの期間に係る役員個人の業務の執行状況に関して学長が作成する役員評価表を基に，経営協議会の議を経て決定するため，別紙1-1のとおり役員評価表を作成し，支給することとする。

以上の提案・説明があり，審議の結果，原案のとおり承認した。

(特に質疑応答なし)

(議事2)

● 就業規則等の改正について

(越智学長提案，片山理事(財務・総務担当)説明，別紙2)

◇ 人事制度の改正等に伴う就業規則等の改正について，年俸制職員(大学教員)の給与制度の見直し，人事院勧告への対応及び広島県の最低賃金の改定への対応を行うこととする。

以上の提案・説明があり，審議の結果，原案のとおり承認し，役員会へ付議することとした。

(特に質疑応答なし)

(議事3)

● 役員の業績評価及び役員退職手当規則の改正等について

(越智学長提案, 片山理事(財務・総務担当)説明, 別紙3)

◇ 平成28年9月9日開催の第57回経営協議会において, 再提案することとした役員の在職期間に係る業績の退職手当への反映方法, 並びにそれに伴う役員退職手当規則の改正及び取扱要項の制定について, 法人業績評価及び個人業績評価の総合評価による業績勘案率を経営協議会の議を経て決定し, 支給することとする。

なお, 退職手当の支給方法については, 分割して支給する方法とし, 退職後1月以内に業績勘案率を0.90として算出した額を支給し, 業績勘案率決定後に算出した額と退職時に支給した額との差額を退職翌年度末日までに支給することとする。

以上の提案・説明があり, 審議の結果, 原案のとおり承認し, 役員会へ付議することとした。

(特に質疑応答なし)

(報告1)

● 平成28年度部局組織評価における経営協議会学外員の論評について

(越智学長報告, 資料1)

◇ 本年9月に実施した平成28年度部局組織評価における学外委員からの論評を資料1-1のとおり取り纏めた。今後, 部局での対応, 学長ヒアリングを実施し, 来年3月16日開催予定の経営協議会で意見を伺う予定である。

なお, 学外委員より次のような質疑応答が行われた。

○ ベンチマーキング, マイルストーン及び数値目標をキーワードとして指摘した論評への修正について

(報告2)

● 経営協議会学外委員からの指摘事項への対応について

(越智学長報告, 資料2)

◇ 経営協議会及び意見交換会において, 学外委員から指摘された事項について, 昨年9月の経営協議会で報告し, その後の指摘事項への対応状況を資料2-1のとおり取り纏めた。

(特に質疑応答なし)

以上